

令和7年12月11日(木) 衆・法務委 山 登志浩議員(立憲)  
対法務当局

1 問 検察官の勤務実態、例えば勤務時間、業務の内容、働き方について、法務当局に問う。

(答)

- 検察官は、例えば、捜査段階においては、日々、事件関係者を取り調べ、様々な証拠の収集、把握、その評価を行うなどした上で、公訴提起の要否を判断するなどの業務を遂行している。
  - 検察官の勤務時間については、一般職の公務員と同様の規律がなされている。
  - 近年では、例えば、情報通信技術が飛躍的に発展・普及したことで、これを悪用した複雑な犯罪が増加し、事件関係者から供述が得られにくくなっていることもあり、精査を要する電磁的記録媒体等が増加している。  
そのため、デジタルフォレンジックなどの新たな捜査手法が必要不可欠となっており、その業務量は増加している。
  - これらに加え、そもそも身柄事件では刑事訴訟法に定める時間制限があること、事件関係者に対する聴取に当たり、日程調整等を要すること等の事情により、一定の超過勤務を行いながら、業務遂行を行っているものと承知。
  - その上で、検察官の超過勤務に関しては、(各庁において管理しているため、具体的にお答えすることは困難であるが、)各検察官の超過勤務を命ずるため必要な情報を申告させることなどを通じて、各検察官の心身の健康確保等の観点から、勤務状況や休暇の取得状況等を把握し、個別の事情に応じた対応をしているものと承知。
- 検察当局においては、検察官を含む職員のワークライフバランス実現が非常に重要なことと認識しており、引き続き、職員が心身の健康を保って働くことのできる、働きやすい職場環境の構築に取り組んでいくものと承知 (注)。

(注) 検察庁におけるワークライフバランス推進のための具体的な取組内容としては、

- ・ 男性の育児に伴う休暇・休業等について、子の出生後1年以内に合計35日以上（土日祝日を含む）取得
- ・ 男性の配偶者出産休暇及び育児参加休暇を合計5日以上取得
- ・ 管理職員等から各種休暇制度の対象職員に対し、制度説明及び積極的な利用を声掛け
- ・ 幹部職員から管理職員に対し、対象職員の休暇取得について配慮するよう指示
- ・ ハンドブック等による制度の周知徹底、育児休業取得者体験談の紹介
- ・ 育児休業中の女性職員への職務に関連する情報の提供などがある。

(参考答弁) 平成28年10月26日衆・法務委員会（今野委員に対する答弁）

○ 林刑事局長

検察官の役割の中核は、犯罪を捜査して、それから公訴の提起に関する判断をして、さらに公判に立ち会って法の正当な適用を求めるということでございます。

まず、捜査段階について言いますと、検察官は、日常的に被疑者の取り調べ、また被害者、目撃者などの参考人の取り調べ、それから客観的な証拠を含むさまざまな証拠の収集、把握それからその評価などを行っております。こうした捜査でございますが、身柄事件、在宅事件問わず行われているわけでございますけれども、特に身柄事件になりますと、勾留請求から十日間、やむを得ない場合、延長された場合でもさらに十日間、こういった期間制限が定められておりますので、その期間の中でこうした迅速かつ十分な捜査を行うことが求められております。

公判段階について言いますと、日常的にその裁判、公判への立ち会いがございますが、それのみならず、訴訟関係書類の作成、それから裁判員制度の導入とともにつくられました公判前整理手続あるいは期日間整理手続への出席、その他さまざまな準備ということがございまして、こういったものを日常的に行っているものと承知しております。

(参照条文)

○検察庁法 (昭和22年法律第61号)

第4条 検察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。

○一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律 (平成6年法律第33号)

(1週間の勤務時間)

第5条 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とする。

2 (略)

(週休日及び勤務時間の割振り等)

第6条 (略)

2 各省各庁の長は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、定年前再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 (略)

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第13条 (略)

2 各省各庁の長は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。